

# 平成31年度入学者 旭川市入学仕度金 申込みのご案内

～保護者の方に、入学に必要な資金の一部をお貸しする制度です～



・ ・ 申請書の受付期間 ・ ・

平成30年12月14日（金）

～平成31年1月31日（木）

土・日・祝日・年末年始（12月30日～1月4日）を除く

受付時間：午前8時45分～午後5時15分

提出先及び問い合わせ先

旭川市7条通10丁目 旭川市役所 第二庁舎5階  
子育て支援部 子育て助成課（奨学金担当）  
電話 25-9107（直通）

# 平成31年度入学者 旭川市入学仕度金等貸付希望者募集要項

## 1 応募資格等

次の条件を満たす保護者の方

- ・旭川市に住所がある
- ・お子様が高校・専門学校・大学等に入学予定
- ・入学に必要な資金の調達が困難
- ・他の同種の貸付制度を利用しない

## 2 貸付額（無利子でお貸しします）

	区 分	国公立	私 立
高校等	高校，高等専門学校 高等専修学校（准看） 等	100,000円	200,000円
大学等	大学，短大 専門学校（修業年限2年以上）	300,000円	

※大学院，通信制学校，1年制の専門学校等は対象になりません。

## 3 入学仕度金の交付について

合格決定後，合格通知書の写しや借用証書等の必要書類を提出いただいた後，約3週間で申請者（保護者）の口座へ入金いたします。

## 4 返還について

入学した年の7月から，5年以内（定時制課程は6年，高等専門学校は7年）で返還していただきます。月賦などの分割払いが可能です。

【返還例 : 5年間月賦払い（60回払）の場合】

区分	貸付額	お支払い額
高校（公立）	100,000円	月額1,600円（初回5,600円）
高校（私立）	200,000円	月額3,300円（初回5,300円）
大学等	300,000円	月額5,000円

## 5 お申し込み

### (1) 受付期間

平成30年12月14日(金) ～ 平成31年1月31日(木)  
受付時間：午前8時45分 ～ 午後5時15分

ただし、土日・祝日・年末年始(12月30日～1月4日)を除きます。

### (2) 申し込み方法

子育て助成課(旭川市7条通10丁目 第二庁舎5階)の窓口へご持参ください。  
(持参以外は受付できません。)

### (3) 申し込みに必要なもの(提出書類)

#### ①入学仕度金等貸付申請書

- ・申請書は、貸付けを受ける保護者本人が署名・押印してください。
- ・申請にあたり、連帯保証人が1名必要です。

《連帯保証人・・・以下の条件を全て満たしている方》

ア) 旭川市に住所のある方

※保証期間が長期に渡りますので、旭川市外へ転出予定のある方は避けてください。

イ) 独立の生計を営む方

ウ) 返還の責任を負うことができる方

※連帯保証人は貸付けを受けた本人と同様の責任を負うことになります。

#### ②同一生計の方の収入状況を証明するもの(平成29年1月～12月のもの)

- ・源泉徴収票の写し
  - ・確定申告書の写し
- (上記書類の提出が困難な場合は、市・道民税所得課税証明書)

#### ③申請者(保護者)及びその保護する生徒等の世帯全員の住民票

- ・世帯全員が載ったもの
- ・本籍・続柄等の省略のないもの

※単身赴任などにより生計同一で住所が違う場合は、その方の住民票も必要です。

※申請書提出の際は、申請書に押印した保護者の印鑑をご持参ください。  
書類に不備があった場合、訂正印として使用します。

## 6 申請後の手続きについて

2月中旬頃に貸付者を決定し、「決定通知書」により必要書類や提出期限についてご案内しますので、確認してください。

合格発表後、合格通知書がお手元に届きましたら、期日までに書類（合格通知（写し）、借用書など）を提出してください。

※貸付決定とならなかった方には、「補欠のお知らせ」によりその後の手続きについてご案内しますので、確認してください。

※貸付決定後に辞退する場合は、「辞退届」の提出が必要ですので、必ずご連絡ください。

※期日までに提出いただけない場合は貸付を廃止させていただきますので、お送りする書類は必ず内容を確認し、やむを得ず提出が遅れる場合は事前にご連絡ください。

## 7 貸付けの取消

貸付けを受けた方又は生徒等が、次の事項に該当した場合は、貸付けを取り消し、未返還金を直ちに返還していただくことがあります。

- (1) 偽りその他不正な手段により、入学仕度金等貸付けの決定を受け、又は入学仕度金等の交付を受けたとき。
- (2) 入学仕度金等を貸付けの目的以外に使用したとき。
- (3) 正当な理由なく休学、転学又は退学したとき。
- (4) 操行が不良となったとき。
- (5) 入学仕度金等の返還を怠ったとき。
- (6) 応募資格に該当しなくなったとき。
- (7) 入学仕度金等貸付けの目的が失われたと認められるとき。

## 8 返還の猶予又は免除

貸付けを受けた方が次の事項に該当した場合は返還を猶予又は免除することがありますので、担当までご連絡ください。

- (1) 疾病・災害その他やむを得ない理由により返還が著しく困難なとき。
- (2) 死亡し、又は失そう宣告を受けたとき。
- (3) 心身に著しい障害を生じ返還ができなくなったとき。

～ ご不明な点がありましたら、下記担当までお問い合わせください ～

**旭川市子育て支援部子育て助成課（奨学金担当）**

**25-9107（直通）**